

# 第26回国民文化祭京田辺市実行委員会 設立総会並びに第1回総会資料(抜粋)



日 時 平成21年7月17日(金)午後2時~  
設立総会  
第1回総会

場 所 京田辺市コミュニティホール

## 第 26 回国民文化祭京田辺市実行委員会設立趣意書

国民文化祭は、全国各地で行われているさまざまな文化・芸術活動を全国規模で発表、競演し、交流することにより、広く文化活動への参加意欲を喚起し、新しい芸術文化創造を促すとともに、地域文化の振興に寄与することを目的とした、我が国最大の文化の祭典です。

平成 23 年に第 26 回国民文化祭が京都府で開催されるにあたり、京田辺市が主催事業を実施することは、市民の文化活動への参加意欲と芸術活動の水準を高め、心豊かで、未来のふるさとづくりを進めていくための大きな好機となるとともに、歴史・文化をはじめ京田辺市の魅力を全国に発信する大きな契機となるものです。

このため、市民との協働により、市民総参加の祭典となるよう、各界、各分野の幅広い理解と協力を得て、京田辺市が主催する事業の企画、準備及び実施の主体となる組織として、ここに「第 26 回国民文化祭京田辺市実行委員会」を設立するものです。

## 第26回国民文化祭京田辺市実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、第26回国民文化祭京田辺市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第26回国民文化祭京都府実行委員会(以下「府実行委員会」という。)と連携して、第26回国民文化祭(以下「国民文化祭」という。)を円滑に開催することにより、広く住民の文化活動への参加意欲を喚起し、新しい文化の創造を促し、併せて地域文化の振興に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、府実行委員会と連携して国民文化祭の準備、運営、実施等を行う。

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、京田辺市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(1) 関係機関及び団体の役職員

(2) 学識経験者

(3) 前2号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

#### (役員)

第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

(1) 副会長 5名

(2) 監事 2名

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、会長が委嘱する。ただし、委員と兼ねることはできない。

( 役員の職務 )

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

( 顧問 )

第 7 条 実行委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

( 任期 )

第 8 条 委員、役員及び顧問の任期は、委嘱の日から実行委員会が解散する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる者のうちから委嘱された委員及び役員は、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

### 第 3 章 会議

( 会議 )

第 9 条 実行委員会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

( 1 ) 会則に関する事項

( 2 ) 国民文化祭の準備、運営、実施等の基本となる計画に関する事項

( 3 ) 事業計画及び事業報告に関する事項

( 4 ) 予算及び決算に関する事項

( 5 ) 企画委員会への付託及び委任に関する事項

( 6 ) 前各号に掲げるもののほか、国民文化祭の開催に係る重要な事項

4 会議は、委員及び役員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

5 会議の議事は、出席委員及び役員の過半数の同意をもって決定し、可否同

数のときは、議長の決するところによる。

- 6 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に表決を委任し、又は書面によって表決することができる。この場合、前項の規定の適用については、会議に出席したもののみならず。
- 7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案について書面をもって表決し、会議の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認める場合は、委員及び役員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、緊急を要する事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(事業別企画委員会)

第11条 実行委員会に事業別企画委員会(以下「企画委員会」という。)を置く。

- 2 企画委員会は、会長が委嘱する者をもって組織する。
- 3 企画委員会は、国民文化祭の準備、運営、実施等の具体的な企画及び実施方法等について審議し、又は決定し、その結果について会議に報告する。
- 4 前3項に定めるもののほか、企画委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第4章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第5章 会計

(会計)

第13条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 監事は、実行委員会の決算について監査し、会議に報告しなければならない。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 前条の規定により実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、京田辺市に帰属するものとする。

## 第7章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成21年7月17日から施行する。

(経過措置)

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成22年3月31日までとする。

第26回国文化祭京田辺市実行委員会名簿

職名	所 属 団 体 等
会 長	京田辺市長
副会長	京田辺市副市長
副会長	京田辺市市議会議長
副会長	京田辺市教育委員会教育長
副会長	京田辺市文化協会会長
副会長	京田辺市観光協会会長
委 員	京田辺市市議会文教福祉常任委員会委員長
委 員	京田辺市教育委員会委員長
委 員	京田辺市立小中学校校長会会長
委 員	京田辺市立幼稚園園長会会長
委 員	京田辺市立保育所所長会会長
委 員	同志社大学学長
委 員	同志社女子大学学長
委 員	同志社国際中学校・高等学校校長
委 員	京都府立田辺高等学校校長
委 員	京田辺市市政協力員連絡協議会会長
委 員	京田辺市民生児童委員協議会会長
委 員	京田辺市社会教育委員長
委 員	京田辺市生涯学習推進協議会会長
委 員	京田辺市商工会会長
委 員	京都やましろ農業協同組合京田辺支店運営協議会会長
委 員	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会会長
委 員	京田辺市老人クラブ連合会会長
委 員	京田辺市身体障害者協会会長
委 員	京田辺国際交流協会会長
委 員	京田辺茶業青年団団長
委 員	NPO 法人京田辺市社会体育協会会長
委 員	京田辺市 PTA 連絡協議会会長
委 員	京田辺市青少年問題連絡協議会会長
委 員	日本ボーイスカウト京都連盟田辺第一団団長
委 員	ガールスカウト日本連盟京都府第11団団長
委 員	人形劇団 京芸
委 員	京田辺市総務部長
委 員	京田辺市市民部長
委 員	京田辺市保健福祉部長
委 員	京田辺市建設部長
委 員	京田辺市経済環境部長
委 員	京田辺市消防本部消防長
監 事	京田辺市監査委員
監 事	京田辺市会計管理者
顧 問	京都府山城広域振興局局長
顧 問	京都府田辺警察署署長

## 第26回国民文化祭京田辺市実行委員会 平成21年度事業計画

### 1 会 議

国民文化祭「人形劇の祭典」及び「一休とんち大賞」の開催に係る事業計画、広報宣伝活動の企画立案等を行うため、次の会議を行う。

- (1) 第26回国民文化祭京田辺市実行委員会設立総会及び第1回総会の開催
  - ・第26回国民文化祭京田辺市実行委員会会則の制定
  - ・平成21年度事業計画(案)の審議
  - ・平成21年度収支予算(案)の審議
- (2) 第26回国民文化祭京田辺市実行委員会の開催(1月予定)
  - ・平成22年度プレイベント計画(案)の審議
  - ・平成23年度事業別実施計画(案)の審議
- (3) 第26回国民文化祭京田辺市実行委員会事業別企画委員会の設置
  - ・事業の企画運営、事業内容等の具体的検討
  - ・その他事業実施上、必要な事項に関する協議・検討

### 2 実施事業

- (1) 計画・要項の作成

京都府が策定した「実施計画大綱」に基づき、事業別実施計画(案)を検討し策定する。
- (2) 先催県の状況調査

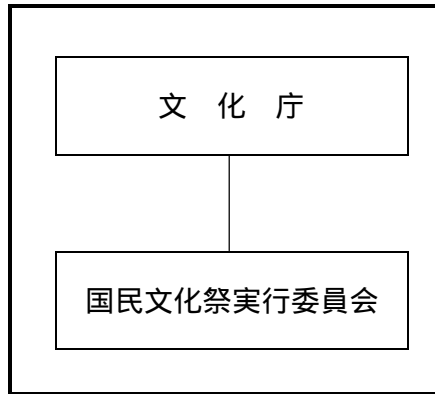
「第24回国民文化祭・しずおか2009(平成21年10月24日～11月8日)」の開催状況を調査するほか、その他の先催県の開催状況及び準備状況を調査する。
- (3) 広報宣伝活動

市及び文化団体や関係団体が実施する各種事業でのPRを行う。  
国民文化祭に関する情報等を京田辺市ホームページや広報誌に掲載、また、市内各施設等へのチラシ・ポスターの配架・掲示及び横断幕等により啓発活動を行う。  
事業別サブテーマの一般募集を行う。
- (4) その他

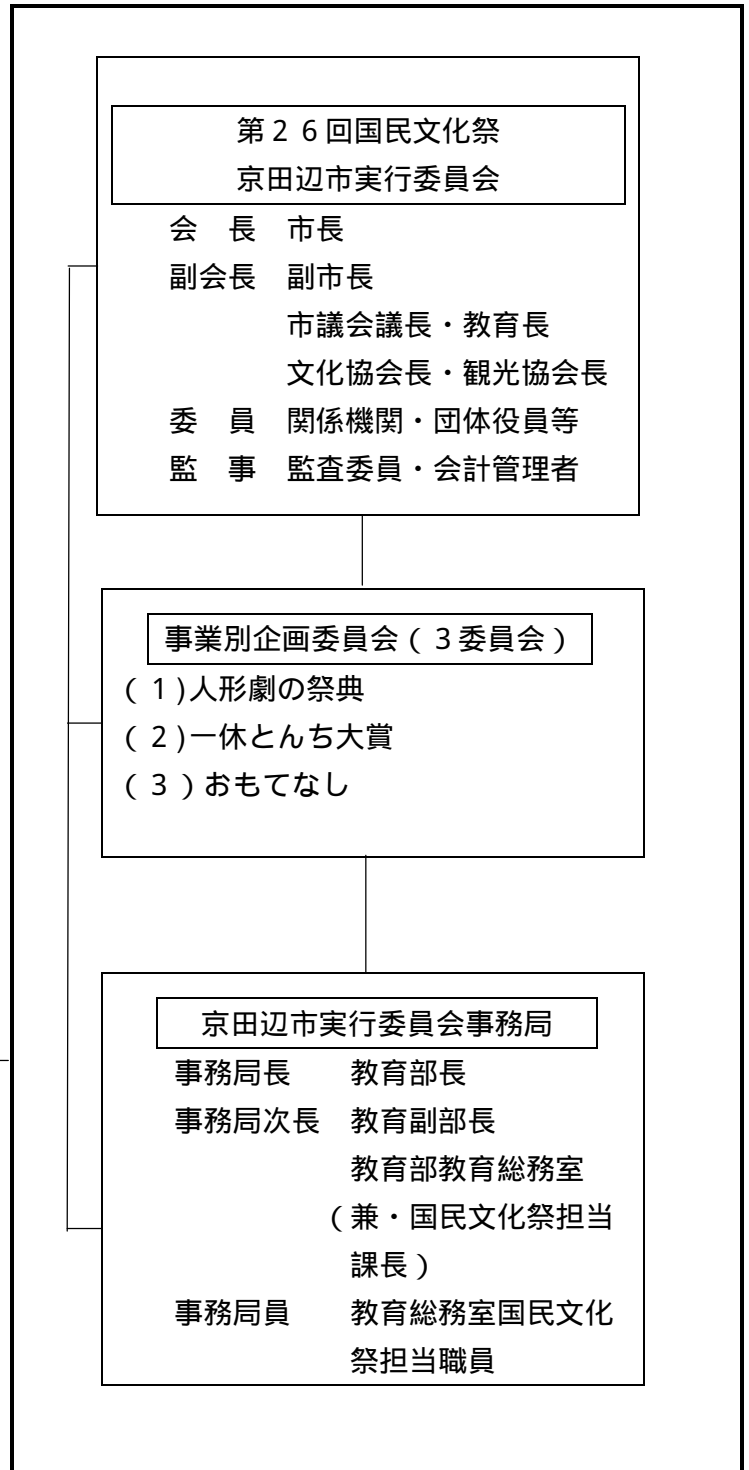
事業実施の準備を円滑に進めるため、京都府文化環境部国民文化祭準備課及び文化団体や関係団体との連絡を密にし、必要な事項について協議を行う。

## 第 2 6 回国民文化祭・京都 2011 運営体制

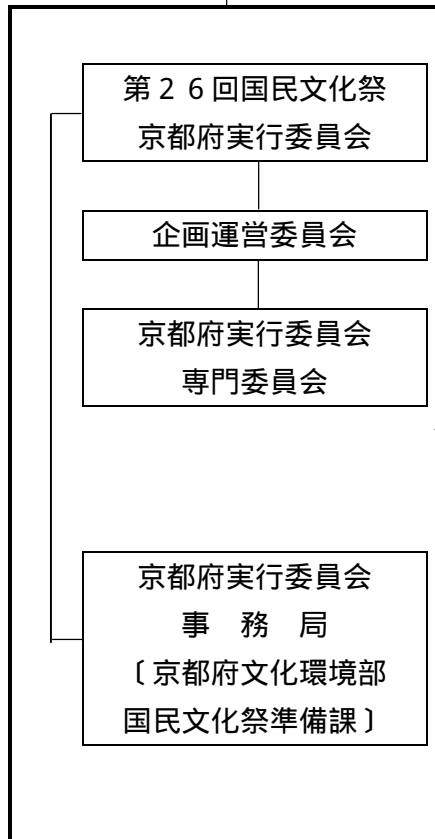
(国)



(京田辺市)



(京都府)



第 2 6 回国民文化祭京田辺市実行委員会事務局

職 名	氏 名	等
事務局長	教育部長	小山 順義
事務局次長	教育副部長 教育総務室長（兼・国民文化祭担当課長）	小西 ケイ子
事務局員	教育総務室国民文化祭担当	渡邊 博文
事務局員	教育総務室国民文化祭担当	奥西 安己

事務局（京田辺市教育委員会教育部教育教総務室内）

住 所 〒 6 1 0 - 0 3 9 3 京 都 府 京 田 辺 市 田 辺 8 0 番 地

電 話 番 号 0 7 7 4 - 6 4 - 1 3 9 1 内 線 番 号 8 1 5

FAX 番 号 0 7 7 4 - 6 4 - 1 3 9 0